

## 東栄町男女共同参画プランに関する方針案

## 1. 男女共同参画基本法の趣旨と国県計画基本方針（理念）

<b>【基本法の趣旨】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>憲法に基づく個人の尊重と法の下での平等</u>がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組を進めて来たが、更なる取組が必要</li> <li>・少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、<u>国の社会情勢の急速な変化に対応するうえで、男女がその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現</u>が緊要な課題</li> <li>・上記2点から、男女共同参画社会の実現は、今世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、あらゆる分野において男女共同参画社会の形成促進施策の推進を図ることが重要</li> </ul>	<b>【国計画の理念】</b> 男女が、 <u>互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる</u> 男女共同参画社会の形成
	<b>【県計画の理念】</b> すべの人が、 <u>互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性に関わりなく、個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある</u> 男女共同参画社会の実現

## 2. 町の現状

	現状	概要
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来からのまちづくりへの取組</li> <li>・まちづくり基本条例の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における伝統文化の継承を始め、地域づくり活動等の取組が続けられて来た。</li> <li>・町民と行政の協働により、従来からあるまちづくりへの取組等を踏まえ、「まちづくり基本条例」として制定（平成30年4月から施行）した。条例の趣旨は次のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>話し合いを重ね、互いの多様性を認め合い、活動に参加する仲間を増やす</u></li> <li>・町に暮らし関わる全ての人が<u>幸せを実感できる町</u></li> <li>・世代を超えた<u>未来への橋渡し</u></li> </ul> </li> </ul>
社会の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然減を中心とした人口減少の持続</li> <li>・生産年齢人口の減少</li> <li>・高齢化率の上昇</li> <li>・世帯構成の変化（世帯の縮小）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記のような現状から次の点が重要視されている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動や地域の支え合いの<u>担い手確保</u></li> <li>・暮らしを支える産業（商工業・医療福祉業等）の<u>担い手確保</u></li> <li>・望む限り住み慣れた自宅や地域で<u>暮らすための力の確保</u></li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方や暮らし方を含む価値観の多様化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時代変化、新型コロナウイルス感染症発生等、<u>様々な要因による価値観の多様化</u></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求められる持続可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町・県・国のみならず、世界全体が共に目指す<u>持続可能な社会の実現</u></li> </ul>

## 3. 東栄町男女共同参画プランの考え方と基本理念

考え方	町に暮らし関わる人誰もが、互いの立場を尊重し協力し合うとともに、それぞれの持つ力を活かしながら、暮らししていくことができる町の実現を目指す
基本理念	<u>年齢性別に関わりなく、誰もが健やかに暮らし、未来への橋渡しができる町の実現</u>